

生産性向上設備投資促進税制

日本を再生し、海外勢に対する民間企業の競争力を強化するため、政府が設備投資を促進すべく創設された生産性向上設備投資促進税制。取り組み開始より1年以上が過ぎましたが、この税制は実際利用し易いのでしょうか？また、実際に利用するにはどんなことに留意すべきなのでしょう？

1. 税制の概要

生産性向上設備投資促進税制(以下、本税制)とは、平成26年1月に施行された産業競争力強化法において、政府が3年間で民間投資を「70兆円」とすることを目標とし、これを達成するために創設された税制です。一定の要件を満たす法人・個人が「先端設備」(以下、A類型)または「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」(以下、B類型)のいずれかの対象となる設備を取得する際、一定の証明・確認を受け、かつ取得価額要件等を満たした場合には、即時償却または税額控除を受けることができます。

2. 実際の利用状況は？

経済産業省がHPで公表しているデータでは、平成26年12月末時点においてA類型にかかる証明書の発行件数が約11万5千件、B類型にかかる確認書の発行件数が約5千件となっており、既に計12万件超の利用が行われていることが確認できます。更に同省HPでは、企業の国内回帰の決断をこの税制が後押しした事例や、中小企業がこの税制を利用して生産効率の高い設備を新規に導入することにより雇用人数が増加見込みとなった事例などが紹介されています。また最近では、税制改正によって環境関連投資促進税制(いわゆるグリーン投資減税)の対象である太陽光発電設備が平成27年4月以降は即時償却の対象外となったため、本税制を利用して太陽光発電設備を取得する向きもあるようです。

3. 使い勝手は？

実は、設備投資を行うことにより税制の恩恵を受けられる制度は他にも存在します。他の制度と比べて本税制の使い勝手はどのようなのでしょうか？例えば本税制で特別償却の実施を選択する場合、代表的な他の投資促進税制と比較すると以下のような特徴がある事がわかります。

税制名	対象者	対象設備	指定業種	償却限度額
中小企業等投資促進税制	中小企業者又は農業協同組合等	特定機械装置等	あり 製造業等	基準取得価額の30%相当額の特別償却限度額を普通償却限度額に加えた金額(一定の場合100%)
環境関連投資促進税制	青色申告の法人・個人	例：一定の風力発電設備	なし	そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却限度額を普通償却限度額に加えた金額(一定の場合100%)
生産性向上設備投資促進税制	青色申告の法人・個人	A：最新モデルかつ生産性向上設備等 B：投資計画利益率15%(中小5%)以上等	なし	H28/3/31まではその取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額(100%)、H29/3/31までは生産性向上設備等の取得価額の50%相当額(一部100%、また建物・構築物は25%相当額)

※特別償却を実施する場合の比較であり、税額控除の場合は必ずしも当てはまりません。また、上記にはそれぞれ適用期限があります。

- 特徴1. **対象が中小企業に限定されない**
これは本税制の大きな特徴であり、いわゆる大企業でも利用が可能となっています。
- 特徴2. **業種の制限がない**
これも本税制の大きな特徴であり、過去に税制の恩恵を受けられなかった業種でも利用が可能となっています。
- 特徴3. **即時償却選択が可能**
平成28年3月31日までに(証明書・確認書とともに)取得した設備のうち要件を満たす場合には、取得した設備価額の100%償却が可能となっています。

以上から、本税制は他の投資促進税制に比して恩恵を受ける対象者の範囲が広く、また償却限度額も大きくなっていることから相対的に使い勝手の良い税制であると言えます。

4. 利用に際しての留意点

本税制は、上手に利用すればメリットも大きくなるのが予想されますので、今後も利用者は増加することが予想されます。現在利用を検討されている企業や個人の方も多いと思いますが、どんな点に留意すべきでしょうか。弊社での取り組み事例からは特に以下の点が挙げられます。

● 留意点1. **B類型は申請日程等に注意**

A類型(先端設備)に関しては、設備の取得後であっても証明書を入手することで税制上の恩恵を受けることができますが、B類型(生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)の申請は、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、設備取得前に経済産業局が発行する証明書を入手しなければなりません。経済産業局宛の申請は事前に予約が必要となり、場合によっては申請日まで1カ月ほど、更に確認書発行までに1カ月ほど時間を要しますので留意が必要です。

予約 申請 取得



● 留意点2. **B類型の投資計画策定に際して**

B類型では、投資利益率が一定以上増加することが求められます。経済産業局の話では、申請される投資計画の中には生産性が向上すれば必ず売上高が増加するとして設備等の取得を計画している場合があるようです。しかし、経済産業局への説明に際しては、生産性の向上がどのようにして売上高の増加に結び付くか、またはコストの削減が可能となるかを明確に説明することが求められますので、計画する際には留意が必要です。その他の制度詳細・留意点に関して、経済産業省のHPに本制度の概要資料、Q&A等が掲載されています。こちらをよくご参照頂き、利用に役立ててください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kvousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

(提供:朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大 1.242%(ただし、最低手数料 5,400 円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大 4.32%の申込手数料、最大 4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率 5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2014年12月1日現在)